

納税は確実・便利な 口座振替のご利用を！

簡単

一回の手続きで、翌年度以降も納付が継続されます。

確実

自動で納付されるので、納め忘れがありません。

便利

金融機関・役場会計課・コンビニに行く手間が省けます。

口座振替ができる税金・保険料

- ・町県民税
- ・(町営)住宅使用料
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税
- ・介護保険料(普徴)
- ・後期高齢者医療保険料(普徴)

口座振替ができる金融機関

- ・鹿児島銀行
- ・奄美大島信用金庫
- ・奄美信用組合
- ・あまみ農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行

口座振替の申請方法

- ① 『納税通知書(納付書)』・『預貯金口座』・『口座届出印』を持って、金融機関窓口へ。
- ② 金融機関窓口にて「口座振替依頼書」または「自動払込利用申込書」に必要事項を記入。
- ③ 手続き完了。申請から1週間程(ゆうちょ銀行は1か月程)で、役場での登録が完了となります。

注意事項

- ・ **口座振替日**は、その税・保険料の**納付期限日**となります。
- ・ 口座振替されないケース
…①納付期限が過ぎている、 ②口座残高が税額に足りない
口座振替されなかった場合は納付書を発送しますので、納付書で納付されてください。
- ・ 金融機関での申請から役場での口座登録までに時間を要するため、振替が間に合わない場合があります。納期限から1ヶ月前に手続きするなど、余裕をもって申請されてください。また、振替が間に合わない場合は税務課から連絡の上、納付書で納付されてください。

お問い合わせ：瀬戸内町役場 税務課 収納係

TEL：0997-72-1117